

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る 広島県教育委員会の考え方について【令和2年5月22日】

学校においては、感染防止の3つの基本、

- (1) 身体的距離の確保,
- (2) マスクの着用,
- (3) 手洗いなどの感染対策を徹底する

といった「学校の新しい生活様式」(令和2年5月22日文部科学省)を導入し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、幼児児童生徒の学習機会を確保します。

感染者が確認された場合には、衛生主管部局等と連携しつつ、感染者及び濃厚接触者の出席停止などを行います。また、学校内で感染が広がっている可能性がある場合には、専門家の意見を踏まえ、臨時休業について、適切に判断します。なお、再度感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、地域の感染レベルの状況に応じて適切に対応します。

感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底することとします。

福山市立学校における新型コロナウイルス感染症に係る 対応について【令和2年5月22日】

子どもたちは、新型コロナウイルスという見えない敵、そして、いつ学校が始まるかわからない状況に不安を感じながらも、家族との会話や支え、教職員からのメッセージ等を励みに、それぞれのペースで生活・学習を進めてきたことと思います。

学校では、臨時休業中の子どもたちの様子を把握し、個々に必要な支援をしてきています。そして、家庭生活・学習の中で、自分で考え・選び・決めて行ってきた経験を大切にできるよう、再開後の教育活動の準備を進めています。

また、命を守る新たなルールとして、国が示す「新しい生活様式」を踏まえ、3密回避(教室の座席の距離1~2m,換気等)、マスク着用、手洗い・うがい、消毒など、感染リスクを可能な限り低減し、学校における新たな日常を創っていきます。

子どもたちの命を守り、学びをつなぐために、一丸となって「新しい生活様式」を新たな日常にさせていただけるよう、次のことに御協力ください。

- ア 毎朝登校前に、「(1) 検温, (2) 体調不良の有無, (3) 同居家族等の体調不良の有無」について『健康観察カード』に記録し, 持参させてください。
- イ 学校では, マスクを着用します。可能な限り持参させてください。忘れた場合等は, 学校が保有しているマスクで対応します。
- ウ 帰宅時には, 必ず, 流水と石鹸での手洗いと, うがいをさせるなど, 御家庭においても, 「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- エ 免疫力を高めるため, 十分な睡眠, 適度な運動, バランスのとれた食事について, 御配慮ください。
- オ 発熱等の風邪の症状が見られる場合は, 自宅で休養させてください。その場合は, 欠席日数とせず出席停止とします。
- カ 医療的ケアが必要である場合や, 基礎疾患がある場合は, 主治医の見解を確認の上, 登校の判断をしてください。登校すべきではないと判断された場合は, 欠席日数とせず, 出席停止とします。
- キ 登校における感染の不安等は, 学校に御相談ください。お話を伺ったうえで, 欠席とせず出席停止とする判断を, 校長が行います。
- ク 身近な方に感染者や濃厚接触者が発生した場合は, 学校に連絡してください。